

令和5年度練馬区社会福祉法人説明会②

運営・会計のポイント ～今年度の指摘事項から～



練馬区福祉部指導検査担当課
社会福祉法人係

※ご説明する内容は練馬区の例となります。

詳細については、所轄庁へお問い合わせいただくよう、お願いいたします。

説明内容

1 運営のポイント①～⑤

2 会計のポイント①・②

運営のポイント①

評議員会の日時および場所等は、理事会の決議により定めなければなりません。

ここをチェック☑

日時および場所等は、

・日にち ・時間 ・場所 ・議題、議案
のことで、理事会の決議により定めます。

評議員会 招集通知(案)

開催日時 ○月○日(○)○時～

開催場所 法人本部 ××会議室

議題・議案

(1)決議事項 第1号議案●●

第2号議案××

(2)報告事項 理事長の業務執行報告

運営のポイント②

評議員および役員の「就任承諾書兼誓約書」は、最新の様式で徴取してください。

ここをチェック☑

- ① 法人
- ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者
- ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法またはこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ ③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員
- ⑥ 暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

運営のポイント③

利益相反取引の承認および報告を理事会で必ず行います。

ここをチェック☑

- 取引前は、重要な事実について、**理事会で決議**が必要。
- 取引後は、重要な事実について、**理事会で報告**が必要。
- 重要な事実とは、取引の相手方、取引の種類、目的物、数量、価格、履行期、取引の期間など。

利益相反取引の例

- ◆法人が理事長が経営する会社に業務委託する。
- ◆法人が理事の所有する不動産を購入する。

運営のポイント④

役員、会計監査人のために締結される保険契約の内容の決定は、理事会決議が必要です。

ここをチェック☑

保険期間が満了し、更新する度に、**同じ契約内容であっても、理事会の決議が必要**となります。

運営のポイント⑤

理事長及び業務執行理事は、理事会において3か月に1回以上職務の執行に関する報告をしなければなりません。

ここをチェック☑

- **決議の省略は不可**。対面（テレビ会議等を含む）での報告が必要。
- 定款で「毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上」とすることも可能。

運営のポイント⑤補足

3か月に1回以上報告が必要な場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ケース1			5日	3か月		5日	3か月		5日	3か月		5日
ケース2			5日	3か月を超えている		6日			5日			5日

⇒問題なし

⇒指摘

3か月に1回以上報告が必要な場合

次年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
ケース1			5日	3か月		5日	3か月		5日	3か月		5日			5日
ケース2			5日	3か月を超えている		6日			5日			5日			5日

ここも3か月の間隔であることが必要

定款で毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上 としている場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
ケース1			5日	4か月を超えている			6日						⇒問題なし
ケース2			5日	✕ 4か月を超えていない			5日						⇒指摘

会計のポイント①

注記事項は、計算書類の金額と一致させます。

ここをチェック☑

- 基本財産の増減の内容及び金額(注記事項の6)
- 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し(注記事項の7)
- 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(注記事項の9)
- 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(注記事項の10)

基本財産の増減の内容及び金額(注記事項の6)

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	BSの前年度末 と一致	BSの増減と一致		BSの当年度末 と一致
建物				
定期預金				
投資有価証券				
合 計				

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（注記事項の9）

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 （貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

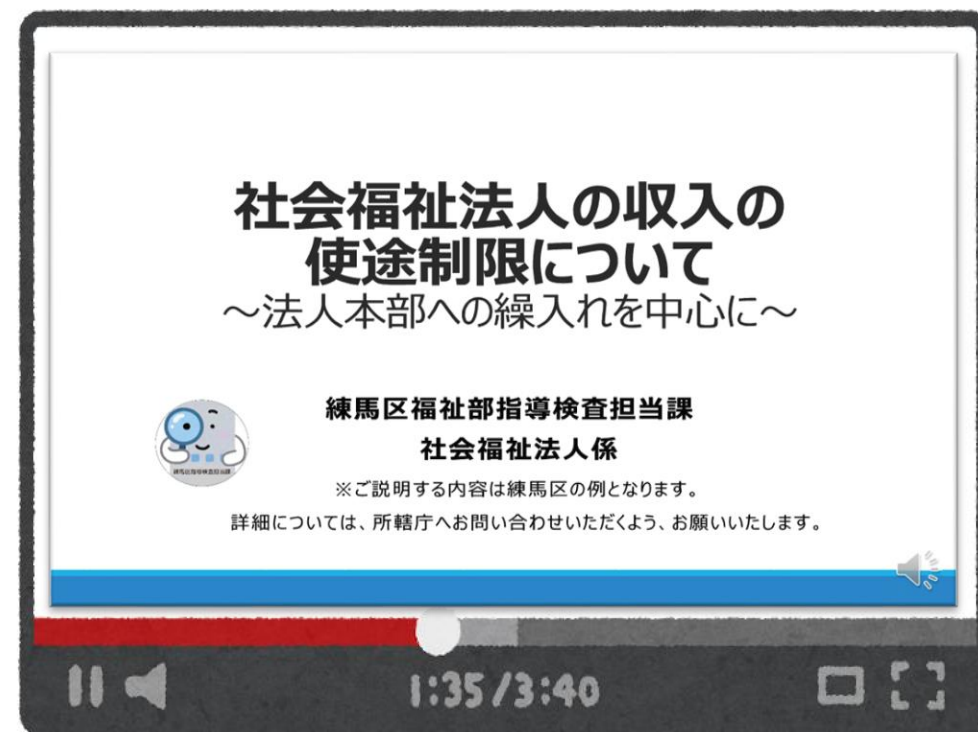
	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	財産目録と一致		BSの当年度末 と一致
建物			
構築物			
．．．．．			
合計			

会計のポイント②

資金の繰入は、各通知に従って、正しく行います。

ここをチェック☑

特に、法人本部への繰入は、
○事業活動資金収支差額に資金残額が生じ、
かつ、
○当期資金収支差額合計に資金不足が生じ
ない範囲
において可能



<https://youtu.be/0Q2ielkwpSQ>

ご視聴いただき、ありがとうございました。

【住 所】〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

練馬区福祉部指導検査担当課社会福祉法人係

【電 話】5984－1318（直通）

【メール】TIKIFUKUSHI11@city.nerima.tokyo.jp